

伊万里市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第8号

伊万里市介護保険条例の一部を改正する条例

伊万里市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「38,700円」を「35,220円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「58,056円」を「53,028円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「58,056円」を「53,412円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第11号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 92,880円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 100,620円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 116,100円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 131,580円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 147,060円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 162,540円

第4条第1項に次の2号を加える。

- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 178,020円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 185,760円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,220円」を「22,068円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「38,700円」を「37,548円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「54,180円」を

「53,028円」に改める。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又はこの条例第4条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第4条第1項第6号から第10号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊万里市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。